

空き家再生補助事業



多治見市では、空き家のリフォームや取壊し（建直しが条件）にかかる工事費用等の一部を補助します。多治見市内でマイホームの取得を検討されている方は、是非ご利用ください。

1. 補助の対象となる事項



	子育て世帯	新婚世帯
対象となる物件 <small>（全ての条件を満たすこと）</small>	1. 多治見市空き家・空き地バンクに登録されていること 2. 市街化区域内に立地していること（「分譲マンション」の専有部分を含む） 3. 築10年以上が経過していること 4. 予約申込又は物件の取得日のいずれか早い日において、 <u>居住者がいないこと</u> 5. 事業完了後に新耐震基準を満たしていること 6. 事業完了後の用途が「専用住宅」であること	
共通要件 <small>（全ての要件を満たすこと）</small>	1. 補助年度の4月1日又は予約申込日から遡って半年以内に物件を取得する（している）方 2. 事業完了後、物件の所有者（共有名義の場合、持ち分1/2以上）となり、かつ、 <u>居住する方</u> 3. 多治見市の市税その他諸納付金の滞納がない方 4. 反社会的勢力に属していない方	
区分要件	中学校卒業前のお子様（同居）がいらっしゃる方（ご自身が監護していること）で、次の1. 2のいずれかを満たすこと。 1. 予約申込時点で「 <u>多治見市外</u> 」にお住いの方 ①継続して1年以上、多治見市外に居住している ②補助金交付申請日までに多治見市に転入する 2. 予約申込時点で「 <u>多治見市内</u> 」にお住まいの方（多治見市民の方） ①予約申込日から遡って1年以内に転入した ②転入日前に、継続して1年以上、多治見市外に居住していた	1. 補助金交付申請までに婚姻、又は予約申込日から遡って2年以内に婚姻した方 ※ 婚姻：「婚姻届けを提出した」又は「事実婚が証明できる」こと

2. 補助額

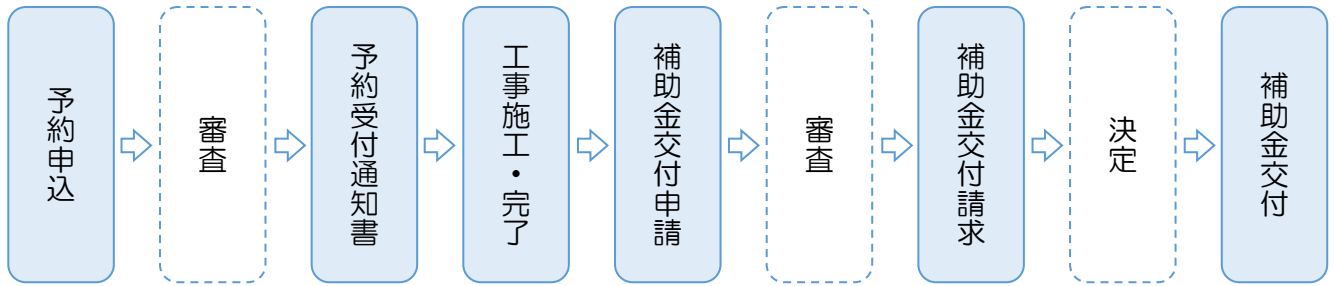
	子育て世帯	新婚世帯
補助割合と、補助上限額から計算した額を比較して、いずれか低い方の額を補助		
補助割合	①空き家を「建直しのために取壊しした」場合・・・取壊し費用の <u>全額</u> を補助 ②空き家を「リフォームした」場合・・・リフォーム費用の <u>2分の1</u> を補助	
補助上限額	75万円＋（25万円×子どもの人数）	75万円
※ 多治見市立地適正化計画の居住誘導区域内の住宅の場合、算出した額に10万円加算		

詳しくは、多治見市役所都市政策課までお問い合わせください。

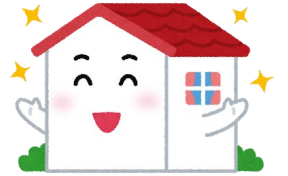
（補助金の申込みには、必ず事前にご相談ください。）



3. 手続きの流れ



- ※ 補助金の交付には、**事業開始前に申込**が必要です。
- ※ 補助金交付申請時には多治見市内に住所があることが必要です。
- ※ 決定後、5年の期間は、対象住居の売却、譲渡、貸与はできません。



4. よくある質問

Q：親が所有する空き家をリフォーム（又は建替え）した場合、補助対象になりますか。

A：ご自身が所有者になる（名義変更する）ことを条件に、対象となります。

Q：中古住宅を取り壊して店舗兼専用住宅を建てる場合、補助対象になりますか。

A：戸建て専用住宅のみを対象としていますので、補助対象にはなりません。

Q：予約受付通知書を受け取った年度に工事が終わりません。補助金は受けられますか。

A：手続きをしていただくことで、翌年度の3月20日までに工事が終わる場合、補助金の申請ができます。

Q：リフォームのための耐震診断で補助を受けましたが、補助金の併用はできますか。

A：耐震診断や耐震補助、バリアフリーのための補助金であれば併用できます。

Q：補助金の予約申込み後に子どもが生まれました。補助内容に変更はありますか。

A：補助金の上限額が変わります（子ども一人当たり25万円増。「子育て世帯」に限る。）

Q：補助金交付後、急に転勤となりました。補助金の返還義務は生じますか。

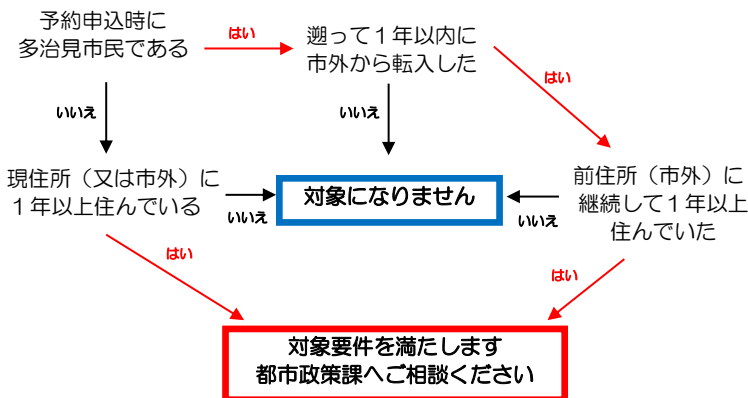
A：本人の意思によらない事業（転勤、死別等）に限り、返還は必要ありません。



5. 対象者判断フロー

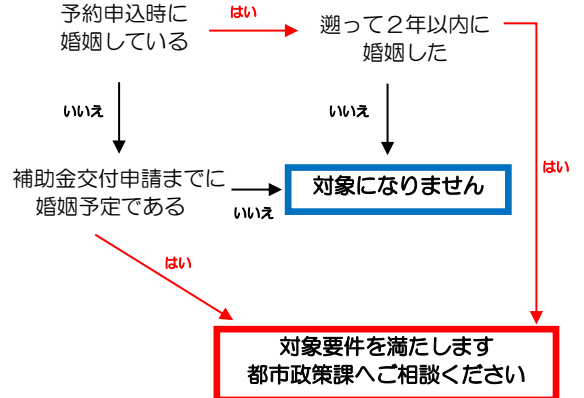
子育て世帯

…申込時又は補助金申請時に、中学校卒業前のお子様がいいらっしゃる方



新婚世帯

…申請時又は補助金申請時に、婚姻している方



お問い合わせ・お申し込み

多治見市役所 都市政策課

TEL 0572-22-1321（直通）

E-mail tosisei@city.tajimi.lg.jp



「多治見市空き家・空き地バンク」

<https://tajimi-akiyabank.jp/>



「多治見市空き家再生補助事業」

<https://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/toshiekaku/kekaku/jutakushisaku/index.html>

